

事務連絡
令和3年10月27日

各地方農政局農村振興部長
国土交通省北海道開発局農業水産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

} 殿

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長

共有地の代表制に係る一問一答のHP掲載について

共有地の代表者制については、平成29年の土地改良法の一部改正により措置されたところですが、令和3年地方分権改革に関する提案として、複数の地方公共団体から、「共有地の代表制に係る代表者の選任方法の明確化」についてご意見があったので、その内容を一問一答に追記するとともに農林水産省のHPに掲載したのでお知らせします。

なお、今後も共有地の代表制が適切に運用されるよう都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等に周知方よろしく申し上げます。